

御殿場市業務継続計画

平成30年2月

御 殿 場 市

目 次

第1章 業務継続計画の概要

- 1 業務継続計画策定の趣旨と目的 1
- 2 用語の定義等 2
- 3 地域防災計画と業務継続計画との関係 2

第2章 想定する被害状況

- 1 地震の被害状況の想定 4
- 2 富士山火山噴火の被害状況の想定 8

第3章 業務継続計画策定の考え方

- 1 業務継続の基本方針 11
- 2 業務継続計画の適用期間・範囲と発動・解除 11
- 3 非常時優先業務実施の体制 12

第4章 実施する非常時優先業務

- 1 非常時優先業務の選定 13
- 2 非常時優先業務 14

第5章 業務継続のための体制の整備

- 1 職員の配備体制 15
- 2 勤務時間外の職員の参集予想等 15
- 3 参集職員の把握と職員等の安否確認 16
- 4 災害対策本部長等の職務代理 17

第6章 業務継続のための環境の整備

- 1 非常時優先業務遂行の前提的事項 18
- 2 各施設の防災対策 18
- 3 公用車の運用 22
- 4 I C T（情報通信技術）の維持 22
- 5 通信手段及び情報伝達手段の確保 23
- 6 職員の勤務基盤の整備 24
- 7 業務継続に必要な資機材等の確保 25
- 8 庁舎と代替施設 25

第7章 継続的な改善への取り組み

1	業務継続マネジメントの必要性	・ ・ ・ ・ ・	27
2	職員に対する教育・訓練	・ ・ ・ ・ ・	27
3	計画の点検・検証・見直し	・ ・ ・ ・ ・	27
4	地域防災計画との整合	・ ・ ・ ・ ・	27
5	非常時優先業務を遂行するためのマニュアル整備	・ ・ ・ ・	27

別表1 災害時応急対策業務

別表2 通常業務

第1章 業務継続計画の概要

1 業務継続計画策定の趣旨と目的

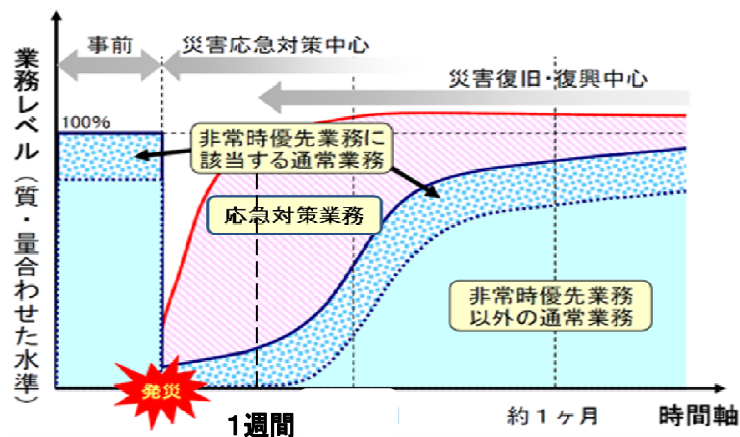
御殿場市は、危機事象発生後直ちに「御殿場市危機管理計画（基本計画）」「御殿場市地域防災計画」及び「御殿場市国民保護計画」等の計画や、各部課で整備している災害時各課初動マニュアルなどに基づき、状況に応じ、速やかに「応急対策業務」を実施することとしている。

また一方で、市民生活に密着する行政業務などのうち、「優先度の高い通常業務」については、危機事象発生時においても継続して実施しなければならない。

駿河トラフ・南海トラフ沿い及び相模トラフ沿いで発生する地震や、富士山火山噴火が発生した場合には、ライフラインが停止し、交通も途絶され、市の施設や職員も被災すると考えられ、平常時の職員数や執務環境を前提とした市の行政業務を行うことは困難となる。市の行政業務の中断や復旧の遅れは、市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動に重大な影響を及ぼすことになり、市民の生活や企業・団体の活動に大きな支障をきたすこととなる。

業務継続計画（「Business Continuity Plan」略して「BCP」という。）は、このような危機事象発生時に、人員、施設、資機材、ライフライン等の利用できる資源に制約がある状況下において、全力で取り組むべき業務である「応急対策業務」、「優先度の高い通常業務」及び「早期に実施すべき復旧業務」を「非常時優先業務」として事前に特定しておき、災害が発生した場合において、限られた人員や資機材等の資源の確保・配分や指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講ずることにより、大規模な災害が発生した場合にあっても、「非常時優先業務」を継続して実施し、市民生活に密接に関係する通常業務の早期復旧を目指すことを目的として、必要な取り組みを定めた計画である。

【発災後の業務量推移のイメージ】



2 用語の定義

本計画で用いる各業務の名称の定義は次のとおりとする。

○ 応急対策業務

「御殿場市地域防災計画」に規定されている災害時の応急対策に係る業務

○ 非常時優先業務

大規模災害等発生時にあっても優先して実施すべき業務

「応急対策業務」と「優先度の高い通常業務」及び「早期に実施すべき復旧業務」を合わせた業務

応急対策業務及び早期に実施すべき復旧業務 = 非常時優先業務
(応急対策業務)

優先度の高い通常業務 = 非常時優先業務 (通常業務)

3 地域防災計画と業務継続計画との関係

地域防災計画は、災害の予防対策、災害時の応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められているが、応急対策業務の枠を超える業務についてまで網羅されてはいない。また、地域防災計画に定められた業務を大規模災害発生時にあっても円滑に実施するためには、市役所自体が被災し、制約が伴う状況下においても、業務が遂行できる態勢をあらかじめ整えておく。

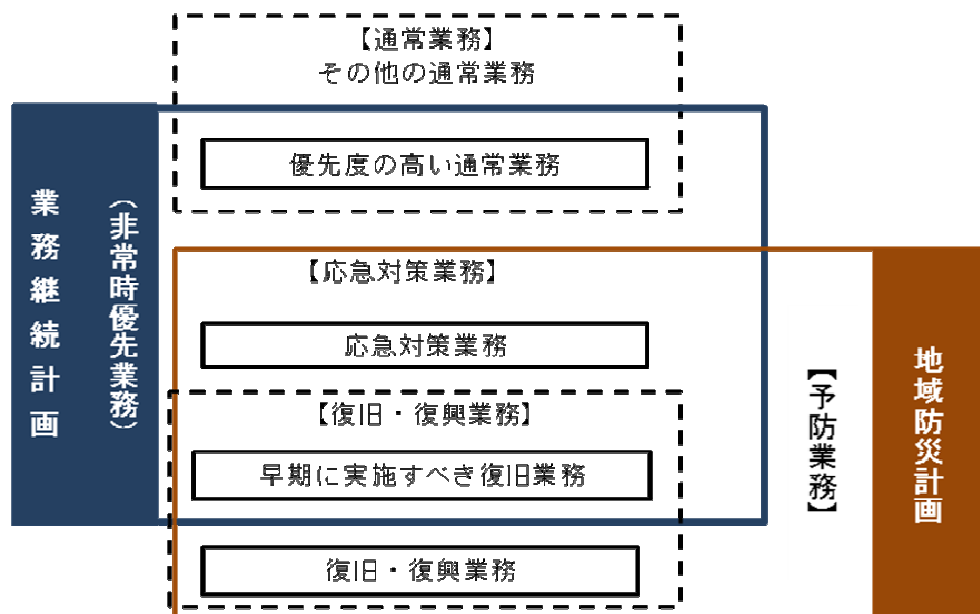
また、市は平常時から住民への行政業務の提供を担っており、これらの業務の中には、災害時にあっても優先度が高く継続的な実施が求められる業務が含まれている。したがって、大規模災害発生時の「優先度の高い通常業務」、「応急対策業務」及び「早期に実施すべき復旧業務」の業務実施体制について、あらかじめ「業務継続計画」において定めておく。

「業務継続計画」は、「御殿場市地域防災計画」の実効性をさらに高めるための補完的な計画とするほか、災害時各課初動マニュアルの前提的計画とする。

(1) 地域防災計画と業務継続計画の比較

	地域防災計画	業務継続計画
実施主体	市及び指定公共機関等	市
主 旨	発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時期までに実施できるようにするための計画
行政の被災	特に想定なし	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し利用できる資源を前提に計画を策定
対象業務	災害時応急対策に係る業務（予防業務、応急対策業務復旧・復興業務）	非常時優先業務（応急対策業務及び、優先度の高い通常業務）
業務開始目標時間	目標時間の記載なし	非常時優先業務ごとに業務開始目標時期を定める
業務に従事する職員の飲料水・食糧等の確保	確保に係る記載なし	確保について記載

(2) 非常時優先業務の範囲



地域防災計画と業務継続計画が対象とする業務の関係は、上図のとおりである。

第2章 想定する被害状況

本計画における地震災害は、「第4次地震被害想定」（平成25年度静岡県地域防災計画資料編）における、最も被害が大きいとされたケースを想定する。

1 地震の被害状況の想定

(1) 想定対象地震

ア 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

(ア) 地震の規模等

地震被害想定	想定対象地震	マグニチュード
レベル1	東海、東南海、南海地震	8.0～8.7
レベル2	南海トラフ巨大地震	9程度

30年以内の発生確率 レベル1：60～70%、
 レベル2：レベル1より1桁以上低い

(イ) 本市の震度区分別面積 単位：km²

地震被害想定	7	6強	6弱	5強	合 計
レベル1			189.6 98.6%	2.7 1.4%	192.3
レベル2		3.4 1.8%	187.9 97.7%	1.0 0.5%	192.3

イ 相模トラフ沿いで発生する地震

(ア) 地震の規模等

地震被害想定	想定対象地震	マグニチュード
レベル1	大正型関東地震	8.0程度
レベル2	元禄型関東地震	8.2程度

30年以内の発生確率 レベル1：ほぼ0%～2%、
 レベル2：ほぼ0%

(イ) 本市の震度区分別面積 単位：km²

地震被害想定	7	6強	6弱	5強	合 計
レベル1	15.7 8.2%	88.6 46.1%	73.8 38.4%	14.1 7.3%	192.3
レベル2	51.5 26.8%	68.4 35.6%	71.2 37.0%	1.2 0.6%	192.3

(2) 市民生活への被害

ア 人的被害の概況

災害が深夜・早朝に発生した場合は、多くの市民が就寝中に被災するため、建物の倒壊等により死傷者が多数発生する。

単位：人

地震被害 想定		建物倒壊		崖 崩 れ	火災	ブロッ ク塀の 転倒等	合 計
		建物 被害	うち家具 等転倒				
駿河トラフ 南海トラフ	レベル 1 冬・深夜	-	-	-	-	-	-
		約 30	約 10	-	-	-	約 30
		約 200	約 40	-	-	-	約 200
	レベル 2 冬・深夜	約 10	-	-	-	-	約 10
		約 60	約 10	-	-	-	約 60
		約 500	約 60	-	-	-	約 500
相模トラフ	レベル 1 冬・深夜	約 40	約 20	-	-	-	約 40
		約 500	約 70	-	-	-	約 500
		約 1,300	約 300	-	約 10	-	約 1,300
	レベル 2 冬・深夜	約 60	約 30	-	-	-	約 60
		約 700	約 100	-	-	-	約 700
		約 1,500	約 400	-	約 10	-	約 1,500

上段：死者数、中段：重傷者数、下段：軽傷者数

イ 建物被害の概況

建物被害は揺れによる被害がほとんどであるが、相模トラフレベル 2 の場合は揺れのほかに人工造成地の被害も併せ発生する。発災が夕方の場合は火気の使用が多いため火災が多数発生する。

単位：棟

地震被害想定		揺れ・液状化	造成地	崖崩れ	火 災	合 計
駿河トラフ 南海トラフ	レベル 1	約 200	-	-	約 10	約 200
		約 1,300	-	-	-	約 1,300
	レベル 2	約 600	-	-	約 20	約 600
		約 2,500	-	-	-	約 2,500
相模トラフ	レベル 1	約 4,400	約 40	-	約 700	約 5,200
		約 5,100	約 100	-	-	約 5,200
	レベル 2	約 6,200	約 50	-	約 900	約 7,100
		約 5,000	約 200	-	-	約 5,200

上段：全壊・焼失棟数、下段：半壊棟数

ウ ライフライン被害の概況

(ア) 上水道

	直後	1 日後	7 日後	1 か月後
南海トラフ レベル 2	9 6 % (約 85,000 人)	8 6 % (約 76,000 人)	2 2 % (約 20,000 人)	0 %
相模トラフ レベル 2	9 8 % (約 87,000 人)	5 4 % (約 47,000 人)	3 3 % (約 30,000 人)	0 %

上段：断水率 下段：断水人口

(イ) 下水道

	直後	1 日後	7 日後	1 か月後
南海トラフ レベル 2	5 % (約 1,400 人)	7 9 % (約 2,300 人)	2 % (約 600 人)	0 %
相模トラフ レベル 2	1 7 % (約 4,900 人)	1 6 % (約 4,700 人)	1 0 % (約 2,900 人)	0 %

上段：機能支障率 下段：機能支障人口

(ウ) 電力

	直後	1 日後	4 日後	1 週間後
南海トラフ レベル 2	8 9 % (約 46,000 軒)	7 8 % (約 40,000 軒)	0 % (約 90 軒)	0 %
相模トラフ レベル 2	8 9 % (約 46,000 軒)	1 4 % (約 7,000 軒)	0 % (約 5 軒)	0 %

上段：停電率 下段：停電軒数（軒数は電力会社との契約数）

(エ) 通信

		直後	1 日後	1 週間後
南海トラフ レベル 2	固定電話	8 9 % (約 16,000 回線)	7 8 % (約 14,000 回線)	0 % (約 20 回線)
	携帯電話	0 %	7 8 % 不通ランク A	0 %
相模トラフ レベル 2	固定電話	9 0 % (約 16,000 回線)	2 1 % (約 3,600 回線)	0 % (5 回線)
	携帯電話	8 %	2 1 % 不通ランクなし	0 %

固定電話の上段：不通回線率 下段：不通回線数 携帯電話は停波基地局率

不通ランクとは停電による停波基地局率と固定電話不通回線率により区分

不通 A：いずれかが 50%を超える

不通 B：いずれかが 40%を超える

不通 C：いずれかが 30%を超える

不通なし：A、B、Cに該当しない

(オ) ガス

	都市ガス		L P ガス	
	供給停止率	供給停止戸数	供給停止率	供給停止戸数
南海トラフ レベル 2	0 %	0 戸	1 1 %	約 2,700 戸
相模トラフ レベル 2	1 0 0 %	約 3,600 戸	4 1 %	約 11,000 戸

エ 都市基盤施設被害の概況

(ア) 道路施設及び鉄道施設

	東名高速道路 (御殿場市域内)	国道 (御殿場市域内)	御殿場線 (御殿場市域内)
南海トラフ レベル 2	被害なし	復旧見込み 3 日～1 週間	復旧見込み 1 週間～1 ヶ月
相模トラフ レベル 2	被害なし～ 復旧まで 3 日	復旧見込み 3 日～1 週間	復旧見込み 1 ヶ月以上

(3) 市役所機能に及ぼす被害の想定

ア 建物被害の概況

南海トラフレベル 2 の場合は、市域のほぼ全域が震度 6 弱のため、一部耐震性の低い建物で被害が発生する可能性があるが、耐震性の高い建物の被害は軽度であり、機能発揮は十分可能であると予想される。

相模トラフレベル 2 の場合は、市役所周辺地域は震度 7 のため、建物構造に甚大な被害が発生する可能性は否定できない。(I b で利用可能) その他の市関連施設では、耐震性の低い建物では、甚大な被害が発生する可能性がある。

イ 火災の概況

南海トラフレベル 2 の場合は、庁舎、支部周辺では、延焼火災の危険性はほとんどないと考えられるが、相模トラフレベル 2 の場合は、延焼火災の危険性は否定できない。

ウ ライフライン等被害の概況

- 上水道は、南海トラフレベル 2 及び相模トラフレベル 2 の場合とも、復旧までに 3～4 週間かかると予想される。
- 下水道は、南海トラフレベル 2 及び相模トラフレベル 2 の場合とも、復旧までに約 3 週間かかると予想される。
- 電力は、南海トラフレベル 2 及び相模トラフレベル 2 の場合とも、復旧までに約 3 日かかると予想される。

- 通信は、南海トラフレベル2においては固定電話復旧に約1週間、携帯電話復旧に3日間程度かかると予想され、相模トラフレベル2においては固定電話、携帯電話ともに復旧に数日程度かかると予想される。
- 情報システムについても、停電や回線等の問題から機能停止となる可能性があり、復旧に3日～1週間程度かかると予想される。

エ 職員の参集予想

発災した場合、職員は自らの安全を確保し、家族及び近隣の住民の安否確認や救助を実施した後に、定められた動員先に参集する。

特に発災が深夜の場合には、職員のほとんどが就寝中であり、安否確認などにより多くの時間を要することから、市災害対策本部、各支部本部の設置及び動員先への参集には、かなりの時間を要するものと考えられる。

2 富士山火山噴火の被害状況の想定

(1) 想定対象火山現象

火山災害として、火砕流、噴石、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰を主対象火山現象とする。

(2) 被害の特徴

ア 火砕流、噴石、溶岩流

富士山火山防災対策協議会「富士山モデル（平成25年5月9日）」の避難地域の区分と避難者数（ゾーン：避難対象地域）

ライン	ゾーン	該当区数	対象人口
ライン1	第3ゾーン	3区	2, 150人
	第4ゾーンA	13区	20, 568人
	第4ゾーンB	12区	24, 309人
	ライン1の小計	28区	47, 027人
ライン2	第3ゾーン	8区	8, 945人
	第4ゾーンA	15区	24, 777人
	第4ゾーンB	14区	26, 117人
	ライン2の小計	37区	59, 839人

溶岩流の流出があった場合は、火口位置と流出量に応じたリアルタイムハザードマップにより、避難地域が時間の推移に応じて設定され、区単位での市内外への避難となる。

イ 融雪型火山泥流

融雪型火山泥流が発生した河川沿いの住民が避難対象であり、発生から流下するまでの時間が短いことから、ハザード外の隣接地域や避難ビル（仮称）への避難となる。

ウ 降灰

道路については、約5mm以上の降灰があった場合は、除灰を行わなければスリップ事故や渋滞等の交通障害が発生する。一般的に10cm以上の降灰で普通乗用車は走行不能となる。湿潤状態では数cm程度の降灰でもスリップし走行不能になる可能性がある。

降灰が5cm／日以上で道路の除灰が十分にできない場合は、交通機能に重大な支障（通行不能）を及ぼす。

「富士山火山防災マップ」によると、市域全域が降灰50cm以上の予想となっており、市民は降灰開始当初は近傍の堅固な施設に避難し避難基準の降灰30cmを超過した段階で、多くの市民が市外への広域避難を余儀なくされる可能性が高い。

(3) 市役所機能に及ぼす被害の想定

ア 建物被害の概況

溶岩流及び融雪型火山泥流については、庁舎等に対し直接的な影響が無い場合は、被害は無く機能発揮は十分可能である。

降灰については、堆積量及び降灰熱に対する強さにもよるが、降灰が30cm以上ある場合は、建物構造に甚大な被害が発生する可能性があり、降灰量の少ない地域内の代替施設への機能移転も考慮する必要性が生起する。

イ 道路被害の概況

降灰（約5mm以上）があった場合は、緊急輸送路の啓開を最優先に市内道路の除灰を実施する必要がある、これができない場合市役所の全機能の発揮に甚大な障害となる。

ウ ライフライン等被害の概況

○ 溶岩流及び融雪型火山泥流については、庁舎等に対し直接的な影響がない限りライフラインへの影響は少ないものと予想される。

○ 降灰があった場合には、次の影響があるものと予想される。

- ・ 上水道は、微細な火山灰が通気口から配水池に混入した場合、水質に影響を及ぼし、給水不可能となる可能性がある。
- ・ 下水道は、ほとんど被害はない。

- ・ 電力は、端末の地上架線の部分で漏電が発生するため、降灰量 1 cm 以上になった場合は、小規模から大規模な停電が頻発し、湯船変電所の機能が低下した場合、本市全体が停電になる可能性がある。
- ・ 通信は、降灰中に電波障害が発生し、無線の通達距離や簡明度に影響を受ける。
- ・ 情報システムは、停電や回線等の問題から機能発揮に影響を受ける。

第3章 業務継続計画策定の考え方

1 業務継続の基本方針

(1) 市は、大規模災害等発生時においては、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることが第一の責務であることから、応急対策を中心とした「非常時優先業務」を最優先に実施する。

(2) 応急対策においては、被災者の救助、被害の拡大防止活動などを最優先に行う。

東日本大震災においても、発災から約2週間は避難所の管理、支援物資の受け入れ・配分及び遺体安置所の管理業務等が多忙を極め、多くの職員がその業務に従事した実態がある。したがって、発災から当分の間は、被災者やその家族、避難者、災害時要援護者、帰宅困難者等のニーズに対応する活動等、人命に係る非常時優先業務が中心になるため、「優先度の高い通常業務」であっても中断せざるを得ない場合もあり得る。

(3) 非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。必要となる人員や資機材を確保するため、非常時優先業務以外の通常業務については、積極的に休止・抑制する。

市の公共施設は一般利用を休止し、各種イベント、会議等は原則として中止・延期する。

その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。

2 業務継続計画の適用期間・範囲と発動・解除

(1) 適用期間・範囲

本計画の適用期間は、発災から1か月後までとする。

ただし、被害状況に応じて地域防災計画に定める災害対策本部長（市長）が期間の短縮又は延長する。

計画の適用範囲は、御殿場市及び御殿場市・小山町広域行政組合とする。

(2) 発動要件

大規模な災害の発生により、災害対策本部が設置されるとともに、市域及び市役所機能に甚大な被害が発生した場合、若しくは発生したと判断される場合とする。適用する災害は「御殿場市地域防災計画」及び「御殿場市国民保護計画」に位置付ける災害とする。

(3) 発動権限者

災害対策本部長とする。

なお、災害対策本部長に事故があるとき、又は災害対策本部長が欠けたときは、御殿場市災害対策本部条例等の規定による代理者である災害対策副本部長（副市長）を発動権限者とする。

(4) 解除

災害対策本部長は、本市における全ての通常業務の再開をもって業務継続計画の解除を宣言する。

ただし、本部員及び各支部長は、解除の宣言前であっても、応急対策業務の進捗状況に応じて、休止した通常業務を順次再開させることができるものとする。

3 非常時優先業務実施の体制

(1) 発災後当初の間（7 2時間）は、市民の生命・身体・財産の保護に直接影響する業務を最優先として、災害対策本部等の班単位の参集人員で、各班の業務の優先順位に基づき対応する。

(2) 班で対応できない場合は部内調整で対応し、それでも対応できない場合は、災害対策本部による部間調整で対応する。

(3) 市独自で対応できない場合は、他の自治体の応援も含めた広域応援を要請する。

第4章 実施する非常時優先業務

第3章 業務継続の基本方針（P 11）に基づき、以下に示す方法によって非常時優先業務を選定する。

1 非常時優先業務の選定

- (1) 非常時優先業務の選定にあたっては、本計画の策定目的である「市民の生命・身体・財産の保護」並びに「地域経済活動の維持」に対する業務の中断等の影響度を分類し、業務開始目標時期（目標着手時期）を時系列的に整理する。
- (2) 全業務の洗い出しと非常時優先業務の選定
 - ア 非常時優先業務（応急対策業務）
地域防災計画に規定する事務分掌に基づいて業務の洗い出しを行い全ての応急対策業務及び早期に実施すべき復旧業務を非常時優先業務と位置付ける。
 - イ 非常時優先業務（通常業務）
通常業務の全業務について市民生活への影響度を分析し実施の判断を行う。このうち、休止に伴う影響が大きく1週間以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務として位置付ける。
 - ウ 非常時優先業務を選定するため、市が通常行っている業務と災害時に発生する業務を全て洗い出し、次の評価基準に基づいて、市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持への影響度を評価し、継続すべき業務の選定を行う。

【 評価の基準 】

〈非常時優先業務〉

- A 発災当日もしくは翌日以内に業務に着手しないと、
市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持に
重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務
- B 遅くとも発災後 3 日以内に業務に着手しないと、
市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持に
相当の影響を及ぼすため、早期に対策を講ずべき業務
- C 遅くとも発災後 1 週間以内に業務に着手しないと、
市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持に
影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務

〈その他の業務〉

- D 発災後 1 週間は着手しなくとも、中断が
市民の生命・身体・財産の保護並びに地域経済活動の維持に
あまり（直ちに）影響を及ぼさないと見込まれる業務

2 非常時優先業務

選定した非常時優先業務の全てについて、業務開始時期における優先順位についても定める。

災害時応急対策業務 別表 1

通常業務 別表 2

第5章 業務継続のための体制の整備

発災時に非常時優先業務を遂行するためには、迅速な安否確認、必要な人員の確保と適切な配置等を行う。

職員の配備体制については、勤務時間外に発災した場合の参集可能職員数等をあらかじめ見積もり、それに基づいた体制を検討しておく。

1 職員の配備体制

- (1) 災害対策本部が設置されていない時に、市域内に震度4以上の地震が発生した場合、及び噴火警戒レベル2以上が発令された場合の出役職員は、地域防災計画資料の巻の「災害時の配備体制とその基準」による。

震度5強以上の地震が発生した場合、及び噴火警戒レベル4以上が発令された場合は、全職員を配置する。

非常配備体制の種別	出 役 職 員
○ 第1次非常配備体制	地域防災計画資料の巻 「災害時の配備体制とその 基準」による。
○ 第2次非常配備体制	
○ 第3次非常配備体制	

- (2) 長期間にわたる勤務となることからローテーションを組んで勤務する。
- (3) 発災時に非常時優先業務を一斉に着手することは困難であるため、非常時優先業務をさらに精査し、優先順位や業務手順などをあらかじめ定めておく。

2 勤務時間外の職員の参集予想等

対象： 正規職員数690名（平成29年4月現在、消防職員を除く）
〈条件設定〉

- 居住地から定められた動員先へ徒歩（4km/時間）により出勤
- 職員本人の負傷によって参集が1か月後になる割合を約2%と推測（第4次地震被害想定 相模トラフL2）
- 職員は自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認したうえで、直ちに定められた動員先に参集する。

本表には、家族や近所の安否確認や救助等にかかる時間及び、家庭の事情による遅延は考慮していない。

自宅からの出勤時間（距離）	出勤可能人数	累積人数
30分以内（2km以内）	208人	208人(30.1%)
30分～1時間（4km以内）	197人	405人(58.7%)
1時間～1.5時間（6km以内）	119人	524人(75.9%)
1.5時間～2時間（8km以内）	53人	577人(83.6%)
2時間～3時間（12km以内）	63人	640人(92.8%)
3時間～5時間（20km以内）	26人	666人(96.5%)
5時間以上(20km以上)	24人	690人(100%)

※ ただし、負傷等によりこの内約2%の職員は参集できないと推測

【今後の検討事項】

- 家庭事情による遅延についてアンケート調査等を実施し、参集予想に反映させる。
- 臨時職員の参集について検討し、整備する。
- O B 職員や有資格者等の協力体制の構築について検討する。
(応急危険度判定士、医師、看護師など)

3 参集職員の把握と職員等の安否確認

非常時優先業務を迅速かつ的確に遂行するためには、いち早く参集した職員の把握と職員等の安否確認が重要である。

(1) 勤務時間内に発災した場合の安否確認

速やかに参集職員の把握を行う。あわせて、参集した職員が安心して職務に専念できるよう家族の安否確認を行う。

(2) 勤務時間外に発災した場合の安否確認

参集できない職員の安否確認を行う。

その方法として、災害対策本部が収集し、発信する被災情報、ほっとメール、携帯メール、災害用伝言ダイヤル等を活用する。

4 災害対策本部長等の職務代理

非常時優先業務を遂行するにあたり、責任者が不在の場合でも適切な意思決定が迅速に行われるよう、あらかじめ職務を代理する者を定めて指揮命令系統を確立しておく。

「御殿場市災害対策本部条例」及び「御殿場市災害対策本部運営要領（第3条、第3条2項）」による。

〈災害対策本部長等の職務代理者〉

事 由	職務を代理する者
1 災害対策本部長（市長）に事故があるとき	副本部長
2 本部長、副本部長に事故があるとき	危機監理監
3 本部長、副本部長、危機管理監に事故があるとき	「御殿場市部等設置条例」第1条に定める部の順位による。
4 各部において部長に事故があるとき	部内で定める
5 各課において課長に事故があるとき	課内で定める

第6章 業務継続のための環境の整備

1 非常時優先業務遂行の前提的事項

非常時優先業務の実施にあたっては、庁舎の被害状況を確認し、執務場所を確保することが必要であり、負傷者の応急手当て、散乱した備品類や事務用品の整理、電話やライフラインの使用可否の確認などを行ない、必要な資源を確保しなければならない。

また、継続的に業務を行うためには、職員の休息場所やトイレの確保、食糧の調達などにも対応しなければならず、これらの活動が十分に行われない場合には、業務効率の低下を招くことになる。よって、各部署の管理担当は、これらの業務を遅滞なく実施するよう努めるものとする。

総務部総務班	○庁舎内の設備やライフライン等の被害確認・補修手配 ○執務環境の確保（勤務場所、会議室、休憩場所など）
各部各班	○負傷者の応急手当て、職員の安否確認 ○来庁者の避難誘導 ○電話やパソコン等の作動確認、勤務場所の整理

2 各施設の防災対策

（1）電力

ア 現状・課題

- 本部施設（表1）
- 各支部施設（表2）
- 市関連施設の状況（地域防災計画に定める防災関連施設）（表3）
- 携帯発電機 73台
 - 庁舎等用 : 20台
 - 支部用（6ヵ所） : 12台（1支部2台）
 - 市指定避難所（27ヵ所）用 : 21台（バルーン投光機含）
 - 救護所用（5ヵ所） : 20台（1ヵ所4台ライト含）
- 燃料の貯蓄量：ガソリンの缶詰 軽油24缶（24ℓ）
- 課題
 - ・絶対的な発電量の不足
 - ・燃料の確保が不十分

表1 本部施設

施設名	発電方法	電気容量		燃料		最低供給時間	供給フロア等
		kVA	kW	種類	容量		
本庁舎	発電機	200	160	A重油	10,000ℓ	72h	照明・コンセント(各階廊下、各階便所、給水ポンプ、サーバー室、3階大会議室、防災関係機器、施設保安用電源)
東館	発電機	130	104	軽油	3,000ℓ	72h	照明・コンセント(各階執務室、災害対策本部、議場、食堂、電話交換機室、トイレ、廊下、施設保安用電源、給水ポンプ)
	太陽光	—	20	—	—	—	蓄電池(20kWh) 危機管理課情報端末、衛星携帯電話

表2 各支部施設

施設名(支部名)	発電方法	電気容量		燃料		最低供給時間	供給フロア等
		kVA	kW	種類	容量		
林業会館(御殿場支部)	発電機	20	16	軽油	32ℓ	5h	※施設保安用電源のみ。H31年度発電機更新予定(16kVA、72時間)
富士岡振興会館(富士岡支部)	発電機	15	15	軽油	60ℓ	16h	照明・コンセント(事務室、印刷室、休養室、事務室GHPエアコン、屋外灯、施設保安用電源)
原里愛郷会館(原里支部)	発電機	80	64	軽油	950ℓ	45h	照明・コンセント(事務室、印刷室、廊下、トイレ、施設保安用電源)
玉穂報徳会館(玉穂支部)	発電機	85	68	軽油	990ℓ	40h	照明・コンセント(事務室、会議室、印刷室、廊下、トイレ、施設保安用電源)
印野振興会館(印野支部)	発電機	45	36	軽油	950ℓ	45h	照明・コンセント(事務室、支所長室、印刷室、会議室、給湯室、山野控室、廊下、ロビー、便所、施設保安用電源)
高根団体会館(高根支部)	発電機	60	48	軽油	600ℓ	36h	照明・コンセント(事務室、印刷室、休養室、玄関、便所、事務室GHPエアコン、屋外灯)

表3 市関連施設(地域防災計画に定める防災関連施設の予備施設)

施設名	発電方法	電気容量		燃料		最低供給時間	供給フロア等
		kVA	kW	種類	容量		
市民会館	発電機	200	160	軽油	300ℓ	5h	※施設保安用電源のみ
市体育館	発電機	80	64	A重油	1,500ℓ	72h	照明・コンセント(アリーナ、事務室、応接室、会議室、研修室、トレーニング室、廊下、トイレ、施設保安用電源)※更新工事中H31.4
市民交流センター「ふじざくら」	発電機	130	104	軽油	3,000ℓ	95h	照明・コンセント(事務室、市民活動室、調理実習室、多目的ホール、ポランティアビューロー、廊下、施設保安用電源、給水ポンプ)
救急医療センター	発電機	55	44	軽油	190ℓ	13h	照明・コンセント(医療関係諸室、医療機器用電源、事務室、会議室、廊下、トイレ、施設保安用電源等)
消防本部	発電機	130	104	軽油	3,000ℓ	92h	照明・指令室・通信機器・サイレン・合併処理・給水コンセント(事務室・廊下・トイレ・食堂)
浄化センター	発電機	375	300	A重油	3,000ℓ	12h	施設全般
馬術スポーツセンター	—	—	—	—	—	—	
富士山交流センター「富士山樹空の森」	—	—	—	—	—	—	
斎場	発電機	80	64	軽油	60ℓ	2.5h	1系火葬炉、2系火葬炉、動物炉、加圧給水ポンプ
富士岡分署	発電機	5	5.7	軽油	50ℓ	30h	指令装置
西分署	発電機	5	5.7	軽油	50ℓ	30h	指令装置
	発電機	3.5	0.8	軽油	13ℓ	3h	照明・コンセント(事務室・廊下・トイレ・食堂) ※可搬式の発電機(専用の発電機室あり)

イ 対策

- 平常時の全ての使用電力を賄うことは不可能であるため、電子機器の使用を必要最小限にとどめる。
- 携帯発電機は、その時の状況に応じて優先順位を定め使用する。
- 携帯発電機を計画的に整備し、適切な管理により稼働率を維持する。
- 電力復旧期間、東日本大震災時約 5 日、第 4 次地震被害想定約 3 日を考慮し、**各施設の発電機燃料**は満タン状態を維持するように努める。
- 協定締結事業者から燃料の供給を受け、燃料を確保する。
- 東京電力(株)に発電車などの派遣を要請する。

(2) 電話

ア 現状・課題

- 回線数： 80 回線
内 災害時優先電話： 3 電話番号・ 6 局線
情報公開コーナー（多機能電話機 2）
地下守衛室（多機能電話機 1）
- 公用携帯電話 3 台（**危機管理監**、総括班、消防本部）
- **衛星携帯電話 7 台（災害対策本部、各支部）**
- 各避難所には、災害時優先電話となる特設公衆電話を保管している。
- 課題
 - ・ 本庁舎代替施設（市民会館）に十分な回線を保有していない

イ 対策

- 電話復旧期間、東日本大震災時約 20 日、第 4 次地震被害想定 3 日～1 週間を考慮し
- 地域防災無線を最大限活用する。
 - 携帯電話の「ほっとメール」を活用する。
 - 県・防災関係機関との連絡は、県衛星回線を活用する。
 - 本庁舎代替施設（市民会館）の通信設備を増加する。

(3) 上水道

ア 現状・課題

- 本庁舎、東館、支部、消防本部として蓄えている水量
(1日1人3ℓ)

場所	水量	対応人数及び日数
本庁舎	高架水槽 12,000ℓ	190 人 21 日分
東館	受水槽 31,500ℓ	500 人 21 日分
御殿場、富士岡、玉穂支部	受水槽なし	
原里支部	高架水槽 3,000ℓ 受水槽 12,000ℓ	47 人 21 日分 190 人 21 日分
印野支部	受水槽 6,000ℓ	90 人 21 日分
高根支部	受水槽 14,000ℓ	210 人 21 日分
消防本部	高架水槽 11,000ℓ 受水槽 2,000ℓ	174 人 21 日分 31 人 21 日分

● 課題

庁舎用の備蓄水が不十分である。

イ 対策

上水道復旧期間、東日本大震災時約 2 1 日間、第 4 次地震被害想定約 3～4 週間を考慮し

- 上水道課（給水班）が隔年作成している備蓄用ペットボトルを、飲料水として庁舎内に備蓄する。
(職員は努めて持参することを基本とする)
- 配水池からの給水車・ポリタンクによる給水を基本とする。
- 高架水槽、受水槽の水は飲料用だけに使用する。

(4) 下水道 等

ア 現状・課題

● 課題

庁舎用の仮設・簡易トイレを備蓄していない。

イ 対策

下水道復旧期間、第 4 次地震被害想定約 3 週間を考慮し、

- 水洗トイレの使用を禁止し、仮設・簡易トイレや便袋を各階のトイレで使用する。
庁舎用の仮設・簡易トイレ、収納袋を備蓄する。

(5) オフィス備品

ア 現状・課題

● 課題

書棚・ケース等の固定が不十分である。

イ 対策

- 書棚・ケース等の固定を基本とする。
- 転倒した場合でも被害を最小限に抑えられるよう、書棚等の部屋の配置を工夫する。

(6) エレベータ

- 原則として保守業者による点検を行い、**管財課**の許可が出るまで使用しない。

3 公用車の運用

(1) 現状・課題

- 財政班集中管理車両 **25** 台
普通車等 **24** 台、軽トラック等 **2** 台
- 各班管理車両 **127** 台
普通車 104 台、軽トラック 9 台、トラック 3 台、特殊車両 21 台
- 課題
 - ・ 人員や物資等輸送のための車両及び運転手が不足している。
 - ・ 燃料の備蓄が不十分である。

(2) 対策

- 使用後に、燃料が半分以下になった場合には、給油することを徹底する。基本的に使用後は常に満タンが望ましい。
- 公用車の運用は財政班での統一運用を基本とする。
- 各支部は財産区管理車両の活用を図る。
- 協定締結事業所との連携を強化し、人員や物資等輸送のための車両及び運転手の確保に努める。
- 緊急時に職員の私用車を使用する方策を検討する。

4 ICT（情報通信技術）の維持

(1) 現状・課題

- 業務用バックアップデータを遠隔地において月ごと更新し保管している。住民情報バックアップデータについても遠隔地において

常時更新し保管している。

- 被災者支援システムの導入準備を推進中である。

- 課題

停電、機材の損傷、データリンク不能等によるシステム停止が予想されるが、システム停止及び回線切断時の代替手段の整備が不十分である。

(2) 対策

- ホスト集中型システムの機器本体に大きな損傷を受けた場合の代替手段を整備する。
 - ・ スタンドアローン使用のパソコンの確保
 - ・ 被災者支援システム（災害業務支援システム）の導入
「非常時優先業務」を遂行するため、要援護者支援システム、倒壊家屋管理システム、犠牲者・遺族管理システム等のシステムを導入する。
 - ・ 職員のスキルアップ訓練
被災者支援システムの運用訓練を担当課職員に実施し、不特定多数の職員が運用できるように訓練しておく。
- バックアップデータ（データリンク）を確保する。
- 予備回線を確保する。
- 保守・システム納入業者との応急復旧の協定を締結する。
- 紙台帳等による事務処理に必要な機器等を備蓄する。
- コンビニ交付（住民票、**印鑑証明書**の交付）を活用する。
- 対策の詳細は別冊 I C T－B C P（I C T部門の業務継続計画）にて定義する。

5 通信手段及び情報伝達手段の確保

(1) 現状・課題

- 災害時の通信手段、情報伝達手段として下記の手段を確保している。
 - ・ 地域防災デジタル無線（基地局、中継局、半固定局、携帯局）
 - ・ 災害対策本部用電話（災害時優先電話：公用携帯電話）
 - ・ 防災行政無線（親局、屋外子局、戸別受信機）
 - ・ **衛星携帯電話**
 - ・ 静岡FM、ケーブルネットワーク、FM御殿場との協定による災害時放送
 - ・ ほっとメール
 - ・ **SNS**

- 課題
通信手段の多様化が不十分である。

(2) 対策

- 情報収集及び発信にFMラジオやSNSを活用する。
- 防災用アプリケーションを開発、活用する。

6 職員の勤務基盤の整備

職員が災害対策業務に専念するためには、非常用食料、水及び宿泊機能等を確保することが必要である。

(1) 現状・課題

- 課題
 - ・ 職員専用の非常用食料等がない。
 - ・ 宿泊機能（仮眠室、毛布、寝袋等）がない。

(2) 対策

庁舎内に備蓄場所を設け、必要な物資等を管理する。

- 非常用食料等の確保
災害対策従事職員用として、3日分を目安に備蓄する。
 - ・ アルファ米・汁
 - ・ 飲料水2ℓペットボトル
 - ・ 毛布
 - ・ 簡易トイレ、便袋
 - ・ 雑貨用品
- 宿泊機能の確保
仮眠用部屋（地下1階職員休養室等）、寝袋、シャワー
- 庁舎内の売店や食堂、自動販売機の業者と協定を締結し、必要な物資等の供給を受ける。
- 職員自身が、数日分の着替えや飲食物・洗面用具等を職場のロッカー等に備蓄するよう奨励する。また、対応の長期化も予想されることから、勤務時間外に参集する場合は、職員は自分用の飲食物等を可能な限り持参する。

7 業務継続に必要な資機材等の確保

(1) 現状・課題

- 資機材の備蓄がない。

(2) 対策

- 応急対策活動用の救助用資機材・搬送車両・医薬品等の資機材及び、通常業務に使用する用品等を備蓄しておく。
 - ・ 防災服、医療品
 - ・ 建設重機の具体的な借用計画の策定
 - ・ 職員の免許取得
 - ・ コピー用紙、トイレットペーパー、乾電池、ゴミ袋、消耗品等の用品を備蓄する。(通常使用する約2週間分)

8 庁舎と代替施設

(1) 現状・課題

- 庁舎

施 設	耐震強度	代替施設
本庁舎	I b	利用可能のため本来は不要だが、機能発揮困難な場合は、消防庁舎や市民会館会議棟を代替施設とする
東館	I a	
別棟、分館、水道庁舎	I a	利用可能のため不要
御殿場地域振興センター	I b	利用可能のため不要
富士岡支所	I a	利用可能のため不要
原里支所	I b	利用可能のため不要
玉穂支所	I a	利用可能のため不要
印野支所	I a	利用可能のため不要
高根支所	I a	利用可能のため不要

○ その他の市関連施設（地域防災計画に定める防災関連施設の予備施設）

施 設	耐震強度	代替施設
市民会館会議棟	I a	利用可能のため不要
市民会館小ホール	I b	利用可能のため不要
市体育館	Ⅱ、I b	陸上競技場等
市民交流センター「ふじざくら」	I a	利用可能のため不要
救急医療センター	I a、I b	利用可能のため不要
消防本部	I a	各分署から選択
浄化センター	I a	利用可能のため不要
馬術スポーツセンター	—	浄化センター
富士山交流センター 「富士山樹空の森」	I a	利用可能のため不要
斎場	I a、I b	利用可能のため不要

● 課題

本庁舎の代替施設の通信機能等が不十分である。

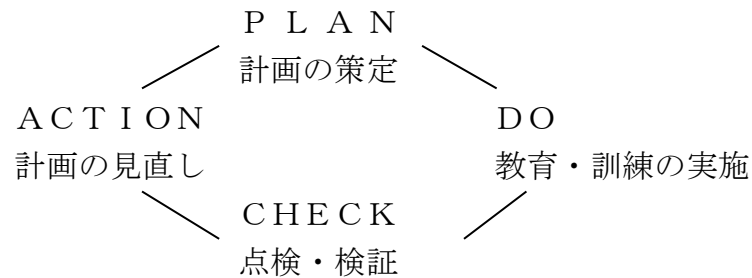
(2) 対策

- 市民会館（会議棟）の電話回線などの通信機能を強化する。

第7章 継続的な改善への取り組み

1 業務継続マネジメントの実施

業務継続計画策定後は、下記のとおりPDCAサイクルにて計画の実行、検証、見直しを実施する。



2 職員に対する教育・訓練

全職員が非常時優先業務の重要性を理解し、各人の役割を確実に果たせるよう教育（研修）を行い、業務継続力の向上に努める。

従来の防災訓練に、業務継続計画の内容を加味した訓練を実施する。

3 計画の点検・検証・見直し

従来の防災訓練に「業務継続計画」の内容を加味し、訓練等を通じて問題点等を把握し、継続的に改善して計画の実効性を高める。

- 業務の優先度・目標復旧時間の変更
- 業務に必要な人員・資器材等の変更
- 業務内容の変更等

4 地域防災計画との整合

本計画の検討結果を踏まえて、地域防災計画に基づく動員計画や組織等について検証・見直しを行い、両計画の整合性を図り災害時の業務継続力の向上を図る。

5 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル整備

本業務継続計画に基づき、既作成の災害時各課初動マニュアルを見直し、計画・マニュアルの実効性を高める。